

## 3033 運動に係るキャラクターの利用許諾取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県（「以下「県」という。）の3033運動（1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する取組）の理念を体現化した、別紙に掲げる「3033運動カエルキャラクター」（以下「キャラクター」という。）を、県機関以外の者が3033運動の普及啓発や運動習慣の定着、健康増進等を目的として利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(利用の申請等)

第2条 キャラクターを利用しようとする者は、「3033運動に係るキャラクター利用許諾申請書」（様式第1号）に必要な書類等を添えて、あらかじめ神奈川県立スポーツセンター所長（以下「所長」という。）の許諾を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ、追加で資料等の提出を求めることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、キャラクターの利用が次の各号に該当する場合には、利用許諾申請の手続きを省略することができる。
  - (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で利用する場合
  - (2) 個人的に限られた範囲内において利用する場合
  - (3) その他所長が特に認める場合

(利用の許諾)

第3条 所長は、前条第1項の規定による申請があった場合、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの利用を許諾するものとする。

- (1) キャラクターの品位を傷つけ、又は3033運動の正しい理解の妨げになるような場合
- (2) キャラクターの利用が法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) キャラクターを販売目的で利用する場合
- (4) キャラクターを利用する者が次のいずれかに該当する場合
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等が暴力団員である者、又はその経営や運営に実質的な関与をしている者が暴力団員である者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) キャラクターの利用が第三者の利益を害すると認められる場合
- (6) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- (7) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現した利用と認められる場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業又はその広告等に利用される場合
- (9) キャラクターを著しく変形する場合

- (10) その他所長がキャラクターの利用が適当でない判断した場合
- 2 前項に定める許諾は、「3033運動に係るキャラクター利用許諾通知書」(様式第2号)をもって行うものとする。
  - 3 所長は、利用許諾に際し、キャラクターの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
  - 4 所長は、許諾を行わない場合、「3033運動に係るキャラクター使用不許諾通知書」(様式第3号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(無償利用)

第4条 キャラクターの利用料は、無償とする。

(利用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること
- (2) キャラクターの利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ること
- (3) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと
- (4) 許諾に係る物品等の完成品を直ちに所長へ提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、写真等をもって代えることができるものとする。
- (5) その他各種の法令を遵守すること

(利用許諾内容の変更等)

第6条 利用者が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「3033運動に係るキャラクター許諾内容変更申請書」(様式第4号)により所長に申請し、所長の許諾を受けるものとする。

- 2 所長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の許諾を行う場合は、所長は、必要に応じ条件を付することができる。
- 4 所長は、前項に規定する変更についての許諾を行った場合、「3033運動に係るキャラクター利用内容変更許諾通知書」(様式第5号)により当該利用者に通知するものとする。

なお、申請された変更内容について許諾を行わない場合、所長は、「3033運動に係るキャラクター許諾内容変更不許諾通知書」(様式第6号)により当該利用者に通知するものとする。

- 5 前条の規定は、本条による許諾にも準用する。

(許諾の取消し等)

第7条 所長は、キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用許諾した物品等の回収との措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要領に違反した場合
- (2) 利用者が第3条及び前条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 第3条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合

- (5) 第5条に定める遵守事項に違反した場合
- (6) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合
- 2 所長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「3033運動に係るキャラクター利用許諾取消通知書」（様式第7号）により当該取消しを受けた者へ通知する。
- 3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、許諾取消の日から利用することはできないものとする
- 4 所長は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（経費の負担）

第8条 県は、この要領による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

（損失補償等の責任）

- 第9条 県は、第3条及び第6条による利用許諾に起因する損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 利用者は、キャラクターを利用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。
  - 3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
  - 4 所長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（利用の報告）

第10条 利用者は、利用したキャラクターについて、利用状況等を「3033運動に係るキャラクター利用報告書」（様式第8号）により所長へ報告するものとする。

（情報の公開）

第11条 所長は、キャラクターの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

（事務）

第12条 この要領に関する事務は、神奈川県立スポーツセンター健康・パラスポーツ課健康スポーツ班が行う。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、県文化スポーツ観光局スポーツ課長と協議の上、所長が別に定める。

附 則

- この要領は、令和3年3月4日から施行する。
- この要領は、令和4年4月21日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。